

令和4年11月

事業主各位

すこやか企業年金基金



## 加入者資格取得時(入職時等)のご本人住所の管理廃止について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から当基金運営にご高配賜り厚く御礼申し上げます。

今般、業務内容を見直し、加入者の皆様の資格取得時(入職時等)のご本人住所の管理を廃止することといたしました。

従いまして、今後、「企業年金基金加入者資格取得届」への「加入者住所」のご記入は不要となります。

今まで長年にわたり資格取得時の加入者住所ご記入にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

なお、加入者の皆様が資格喪失(退職・65歳到達等)されたときには、年金・一時金の給付金等について、当基金からご本人様へお知らせ致します。

従いまして、加入者の皆様が資格喪失されたときにご提出戴く、企業年金基金加入者資格喪失届には、引続き、ご本人様の現住所(又はご連絡先住所)をご記入下さいますようお願い申し上げます。

ご不明の点がありましたら何なりとお問い合わせください。

今後ともご指導ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

※本件に関するお問合せ先

☎990-0047 山形市旅籠町1丁目12-53 金子ビル2階 すこやか企業年金基金 荒井

☎023-634-8550 / fax 023-634-8551

☐nenkin@sukoyakakikin.or.jp